

随意契約（相手方指定）調書

件 名	西新井橋野球場駐車場利用者確認業務委託	№5200195
工（納）期	令和 7 年 3 月 3 1 日	
契約締結日	令和 6 年 4 月 1 日	
契約金額	推定総額 4 , 2 4 5 , 2 9 3 円（消費税込み）	

契約相手方	公益社団法人荒川区シルバー人材センター (法人番号 : 9011505001507)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備 考	複数単価契約

業者選定理由書

件 名	西新井橋野球場駐車場利用者確認業務委託
指名業者 （案）	名 称 公益社団法人荒川区シルバー人材センター 所在地 東京都荒川区東尾久四丁目3 2 番7号 代表者 会長 寺澤 武
特命理由	本件は、西新井橋野球場駐車場における誘導、案内等の業務を行うものである。 主管課では、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記法人を契約相手方としたい旨の依頼があった。 経理課において検討したところ、 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号において、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合は、随意契約を締結することができるとの規定がある。 上記法人は、荒川区在住の高齢者が会員となっている社団法人であり、本件を委託することで、健康で働く意欲のある高齢者に就業機会を提供することになる。 上記法人は、平成9年度から本業務に携わっており、これまでの履行状況は良好である。 以上のことから、上記法人を契約相手方とした随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第3号 （高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センター等から役務の提供を受ける契約）